

株式会社ワークシフト 介護職員初任者研修(通信)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社ワークシフト

東京都町田市旭町1丁目8番4号 タイムスビル3階

(目的)

第2条 これから来るべき超高齢社会において、地域における社会福祉の充実のために一人一人の介護技術・知識の習得は必須になってきている。当社は、全ての人に質の高い正しい介護技術や知識を習得していただき、家族間の介護の技術、または地域における福祉サービスの向上を目指し、本研修事業を開講する。

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下、研修という)を実施する。

介護職員初任者研修課程(通信形式)

(研修事業の名称)

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

湘南ケアカレッジ 介護職員初任者研修(通信)

(年度事業計画)

第5条 平成28

第6条 年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	平成28年4月～平成28年4月	40名
第2回	平成28年4月～平成28年7月	40名
第3回	平成28年5月～平成28年5月	24名
第4回	平成28年6月～平成28年6月	24名
第5回	平成28年7月～平成28年7月	24名
第6回	平成28年7月～平成28年8月	40名
第7回	平成28年8月～平成28年11月	40名
第8回	平成28年9月～平成28年9月	24名
合計		256名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

東京都近郊に在住、在勤で通学可能な者(第1回～第8回)

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする(金額は全て税込み)。

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回 ～ 第8回	受講料	48,700 円	55,000 円	一括納入 もしくは分割納入 (2回分割)	一括納入の場合 は、受講開始前 日まで。分割納 入の場合は、1回 目は受講開始前 日まで、2回目は 受講最終日 まで。
	テキスト代	6,300 円			

(解約条件及び返金の有無)

第8条 受講者からの解約は次のとおりとする。

開講式前日まで→返金100% 開講式後→返金0%

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回～第8回	介護職員初任者研修課程テキスト	日本医療企画

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 前条の研修を行なうために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込書に必要事項を記入の上、FAX もしくは郵送、または電話、当社ホームページより電子メールにて受け付ける。ただし、定員に達した時点で申し込み受付を終了する。応募者多数の場合は先着順とする。
- (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講確認書を受講者あてに郵送する。
- (3) 受講確認書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、開講式にて教材を渡す。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点(70点)に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師が A、B、C、D の評価を行なうこととする。

(A 90点以上 B 80～89点 C 70～79点 D 70点未満)

(3) 個別学習への対応方法

受講生の質問については、FAX(042-722-8655)または電子メール(アドレス: shonancarecollege@gmail.com)により受け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、第10条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行なった上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行なう。

(2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行なう。

(3) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に A、B、C、D の4区分で評価した上で、C 以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行なう。

認定基準(100点を満点とする)

A 90点以上 B 80～89点 C 70～79点 D 70点未満

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第18条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行なうことにより当該科目を修了したものとみなす。原則として、補講の回数は無制限、かかる受講料については無料とする。また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。他の事業者で補講を実施する場合、補講できる単位は「項目」とする。

(受講の取り消し)

第19条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第20条 第16条により修了を認定された者には、当社において東京都介護職員初任者研修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者管理については、次により行なう。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合には、修了者の申し出により再発行を行なう。再発行については、修了証明書及び修了証明書(携帯用)ごとに各1,000円を受講生の負担とする。

(公表する情報の項目)

第22条 東京都介護職員初任者研修事業実施要綱8に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ(<http://www.shonancarecollege.jp/>)において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数(専任・兼任別)

(2) 研修事業情報

研修の概要(対象、研修スケジュール、定員、指導者数、実習の有無、研修受講までの流れ(募集方法、申込方法、費用等)、留意事項、研修課程責任者、研修カリキュラム(科目別シラバス、科目別担当講師名、各科目の特徴)、通信形式の実施方法(学習内容、時間数、教材、指導体制、指導方法、課題)、修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、実績情報(過去の研修実績、過去の研修参加人数)、連絡先(申し込み先、資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先)

(受講者の個人情報の取扱い)

第23条 受講者から取得した個人情報については次の目的でご提供いただいております、当社の個人情報保護規定に従い、厳重に管理し他の目的には使用しない。

- ・研修受講を円滑に行うため
- ・受講中の研修カリキュラム、講師、研修運営に関するアンケート調査のため
- ・研修等その他サービスに関する案内、資料送付のため

(本人確認の実施について)

第24条 利用者が安心してサービスを利用できるよう、初回の講義時に、研修の受講申込み等を行った者が本人であるかを公的証明書(健康保険証、又は運転免許証、又はパスポート、又は年金手帳等)の提示により確認を行なう。

(研修事業執行担当部署)

第25条 本研修事業は、当社湘南ケアカレッジにて執行する。

(その他留意事項)

第26条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署 湘南ケアカレッジ受講生担当窓口 電話 042-710-8656

(2) 受講中の事故等については当社が責任を持って対処する。

(施行細則)

第27条 この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成27年12月4日から施行する。